

船橋必携

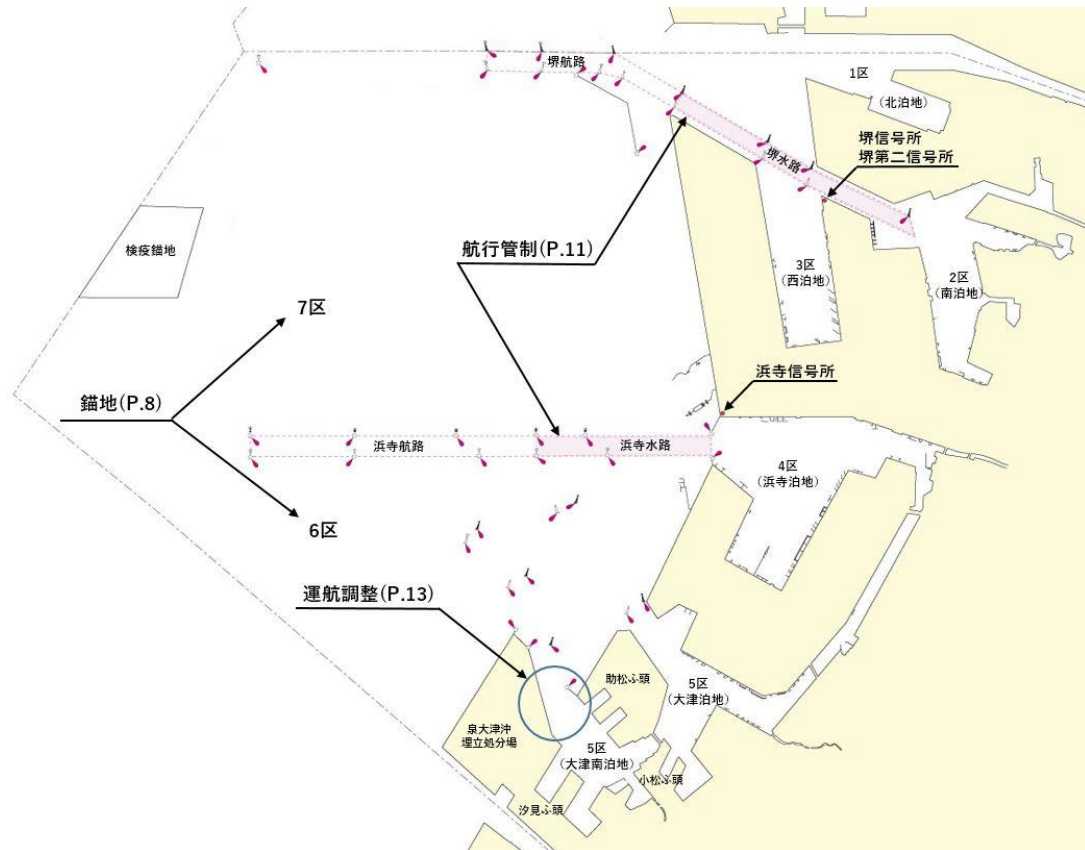
堺泉北港入出港マニュアル



令和 7 年 2 月

大阪港湾局

堺 泉 北 港（阪神港堺泉北区）



※ 本マニュアルでは港則法上の『阪神港堺泉北区』という名称も併用しております。

はじめに

2020 年 10 月 1 日に大阪府と大阪市の港湾局を統合し誕生した大阪港湾局では、この度堺泉北港を利用する船舶が安全に入出港できるように、また大阪湾における台風や南海トラフ地震等の自然災害発生時における災害を防止し、港内の安全確保に寄与できるように『堺泉北港入出港マニュアル』を作成いたしました。

堺泉北港に入出港する船舶は、港則法その他関係法規を遵守するとともに、『堺泉北港入出港マニュアル』を入手した上で、船橋に備え付け、事故・災害の防止に努めるようにお願いいたします。

また、大阪港湾局では船舶の航行安全及び港湾の効率的な運用の観点から平成 21 年 7 月に『さかいポートラジオ（※）』を開局し、船舶に対して各種情報提供を行っておりますので『堺泉北港入出港マニュアル』と合わせてご活用ください。

※『さかいポートラジオ』とは

国際 VHF 海岸局。港湾法第二条 5 の五に定める『航行補助施設（港務通信施設）』。

また港湾管理者の業務として同法第十二条四の二には『水域施設の使用に関し必要な規制を行うこと』と定められており、通常の入出港時間の確認以外にも、夕凧岸壁運航調整を含め堺泉北港における航行安全を担保する為に必要な通信も行います。

目 次

1、	一般的注意事項	1
2、	海上交通ルール	4
3、	夕風岸壁運航調整	13
4、	情報連絡・提供	17
5、	ポートサービス	19
6、	その他	22
7、	台風等	24
	台風等災害防止措置実施要領	24
	津波対応要領	36
8、	漁業操業情報	45

改版履歴

情報確認先一覧

1、一般的注意事項

阪神港堺泉北区に入出港する船舶は、港則法その他関係法規及び当マニュアルの記載事項を遵守し、事故防止に努めなければならない。

(1) 入出港する場合の一般的な注意事項

- ①当マニュアルを船橋に備えつけ記載事項を守ること。
- ②海図の整備
堺泉北区の最新の海図（改補したもの）W1103、W1110、W1146を備え付けること。
- ③国際VHFの聴守
国際VHF（16ch）を必ず聴守し、呼び出しがあれば必ず応答すること。

【呼出先】

呼出名称	呼出 応答	通信 () を優先使用	備考
さかいポートラジオ	16ch	11ch、12ch、18ch、19ch、 20ch (19ch、20ch)	港湾管理者宛の港務通信
こうべほあん	16ch	12ch	海上保安庁（港長）宛の港務通信
おおさかマーチス	16ch	13ch、14ch、66ch	堺・浜寺水路通航に関する通信

(2) 係留する際の注意

- ① 着岸に際しては、指定した位置（昼間：N旗 夜間：青色点滅灯）に船橋が相対するように、立会人の指示に従って着岸させること。
- ② 投錨する場合は、他船の入出港の妨げにならないよう投錨すること。
- ③ 港湾施設を損傷させるような着離岸操船をしないこと。損傷させた場合は原状に復し、又は損害を賠償すること。
- ④ その他必要な操船援助のための船舶（ひき船、綱取ボート、警戒船等）を要請すること。
- ⑤ 国際VHF・TV・ラジオ・インターネット・船舶代理店等を通じ気象・海象情報の積極的な収集に努めるとともに、暴風その他災害が予想される場合は、速やか

に適切な措置をとり、いつでも離れいできるように準備し、勧告や命令により離れの指示を受けた場合は直ちにそれに従うこと。

(3) パイロット

- ① 大阪湾は「強制水先区」の水域に設定されており、総トン数1万トン以上の船舶はパイロットの乗船が義務付けられている。
必要時には、大阪湾水先区水先人会にオーダーすること。
- ② パイロットステーション付近では、パイロットの乗下船のため大型船が減速することがあるので十分注意し航行すること。

大阪湾水先区水先人会 要請先

○事務所

〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-5

電 話 078-321-2200

F A X 078-321-5301

E-mail operation@osakawanpilot.jp

URL <https://www2.osakawanpilot.jp/agent/>

(申し込みは 24 時間受け付けます。)

○水先人の乗船場所（緯度・経度は世界測地系による）

阪神港堺泉北区

(1) 友ヶ島沖

友ヶ島灯台の南方（180 度方向）7.0 海里付近（概位北緯 34 度 10 分、東経 135 度 00 分）

(2) 和田岬沖（内海水先人との引継場所）

神戸灯台から 202 度方向 4.0 海里付近

(3) 湾内各港

各港の境界付近。但し、岸壁等係留場所においても乗船する。

○要請船として必要な注意事項

荒天のため通常の乗船位置では水先人が乗船できない時は、乗船しやすい適当な位置まで進航するよう国際 V H F で連絡することがあるので注意すること。

（４）AIS の適正運用

AIS 搭載船舶は自船 AIS の正しい設定を行うとともに、喫水、目的地等の最新の公開情報を入力するよう努めること。

2、海上交通ルール

(1) 大阪湾における海上交通ルール（海上交通安全法）

海上交通安全法の目的

海上交通安全法は、船舶交通が輻輳する海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。

① 経路の指定（海上交通安全法第 25 条第 2 項）

海上保安庁長官は、地形、潮流、その他の自然条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある海域について、告示により、当該海域を航行する船舶の航行に適する経路を指定することができる。

② 明石海峡～阪神港堺泉北区の航法（経路の指定に関する告示 平成 22 年 4 月 1 日 海上保安庁告示第 92 号）

総トン数 500 トン以上の船舶は、明石海峡方向と阪神港堺泉北区堺航路との間を東航又は西航しようとするときは、神戸沖第一号灯浮標（北緯 34 度 35 分 26 秒、東経 135 度 11 分 12 秒）及び神戸沖第二号灯浮標（北緯 34 度 35 分 39 秒、東経 135 度 14 分 20 秒）を左舷に見て航行すること。

③ 由良瀬戸付近の航法

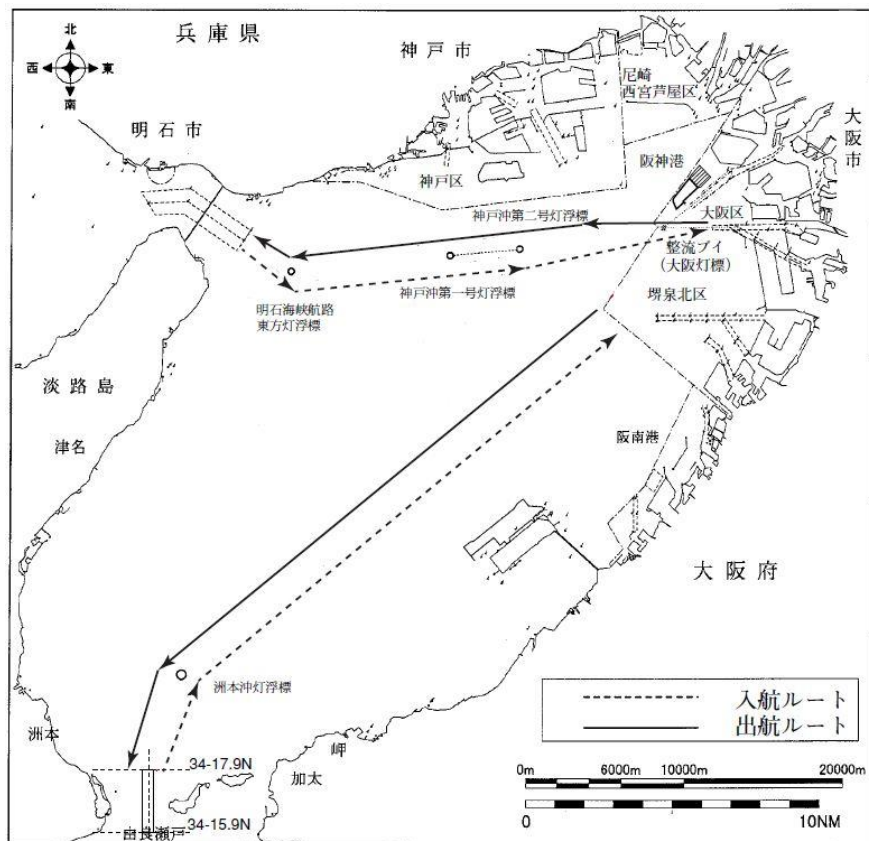
a. 由良瀬戸での右側通行

由良瀬戸を通過しようとする船舶は、北緯 34 度 16 分 02 秒の線と、北緯 34 度 17 分 52 秒の線との間においては、東経 134 度 58 分 48 秒の線から 150m 以上離れた右側を航行すること。

b. 由良瀬戸の北方海域での航行経路

由良瀬戸を経て大阪湾を北航しようとする船舶、及び大阪湾を南航して由良瀬戸に向かおうとする船舶は、洲本沖灯浮標（北緯 34 度 21 分 20 秒、東経 135 度 00 分 30 秒）を左舷側に見て航行すること。

【参考】総トン数 500 トン以上の船舶が堺航路－明石海峡間を航行する場合



(2) 阪神港堺泉北区における海上交通ルール（港則法）

港則法の目的

港則法は、海上衝突予防法の特別法として、港内の狭い水域に特別のルールを設け、船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

① 錨地の指定（港則法第 5 条）

堺泉北区内に停泊しようとする総トン数 500 トン以上の船舶は、係船浮標、さん橋、岸壁その他船舶が、係留する施設に係留する場合の外、港長から錨泊すべき場所の指定を受けなければならない。

② 移動の制限（港則法第 6 条）

総トン数 20 トン未満の船舶以外の船舶は、港長の許可を受けた後でなければ、指定された錨地から移動してはならない。

※ただし、危険物積載船以外の船舶が錨泊した後に係留施設へ移動する場合は除く。

③ 危険物積載船の停泊場所指定（港則法第 21 条）

危険物を積載した船舶は、阪神港堺泉北区においては、錨地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指揮した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。

④ 航路及び航法

●航路（港則法第 11 条及び第 12 条）

- a. 総トン数 20 トン未満の船舶以外の船舶が阪神港堺泉北区に入出港する場合は、航路（堺航路、浜寺航路）を航行しなければならない。ただし、海難を避けようとする場合、その他やむを得ない事由のある場合は、この限りではない。
- b. 船舶は航路内においては次の場合を除き投錨し、又は曳航している船舶を放してはならない。
 - ・海難を避けようとするとき
 - ・運転の自由を失ったとき
 - ・人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき
 - ・港長の許可を受けたとき

●航法（港則法第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条）

- a. 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。
- b. 船舶は航路内においては、並列して航行してはならない。
- c. 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。
- d. 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。
- e. 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれのあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。
- f. 船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。（航走波により他船が舵をとられたり、船体、積荷に損傷を与えたり、係留索の切断等の危険を生じさせないように航行すること。）
- g. 船舶は、防波堤、埠頭その他工作物の突端又は停泊船舶を右舷に見て航行する時は、できるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない。
- h. 港内においては、総トン数 20 トン未満の船舶は総トン数 20 トン未満の船舶以外の船舶を、小型船（総トン数 500 トン未満）は小型船及び総トン数

20 トン未満の船舶以外の船舶の進路を避けなければならない。

大型船（総トン数 500 トン以上の船舶）は、国際信号旗数字旗「1」を掲揚しなければならない。

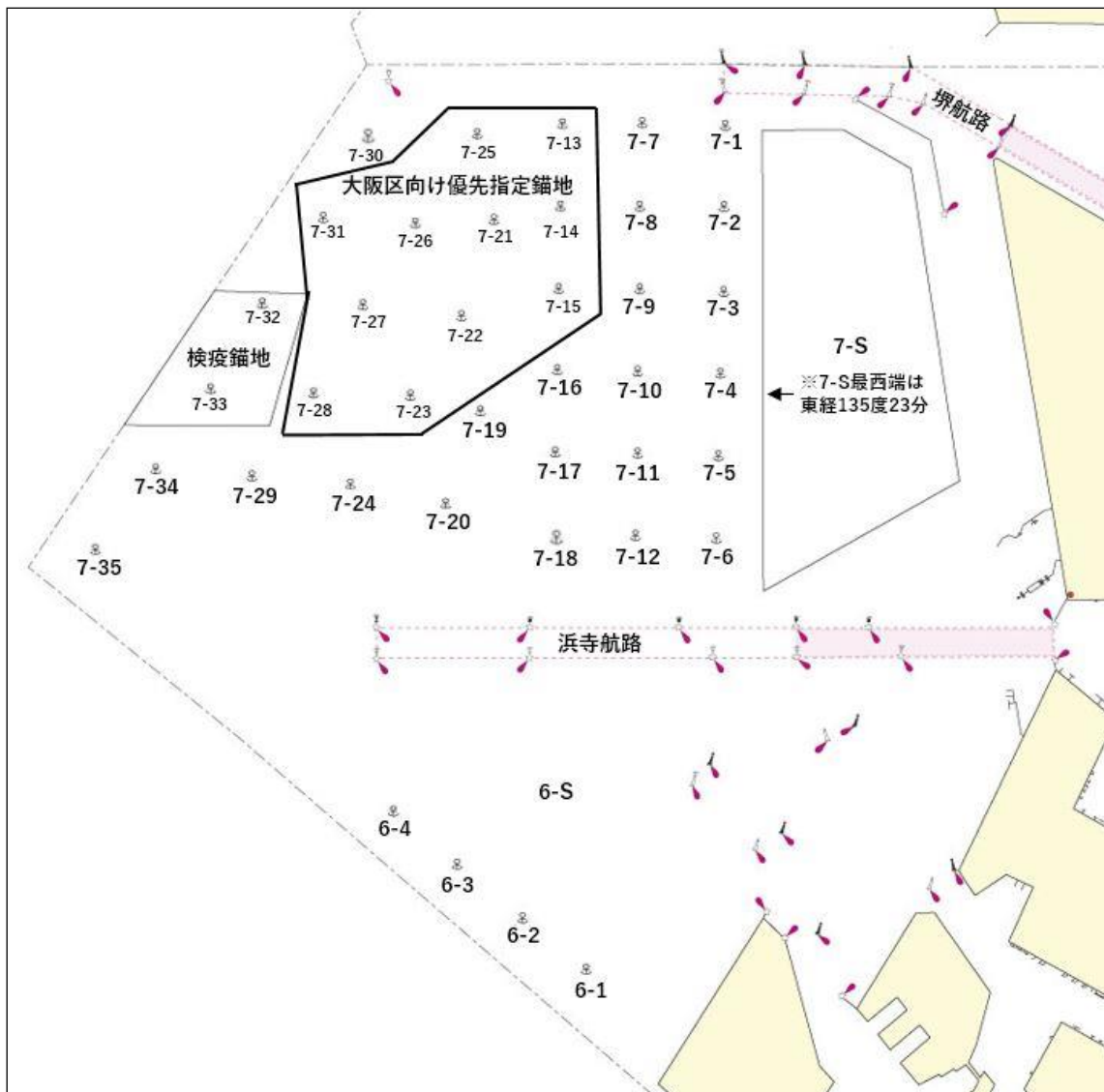
⑤ 進路の表示（港則法施行規則第 11 条第 1 項）

入港時及び港内移動時は進路信号を表示しなければならない。（P.10）

阪神港堺泉北区の指定錨地位置図

指定錨地に投錨する船舶は、“さかいポータルラジオ”を VHF で呼び出し、錨地の指定について錨地及び許可時間について確認を行うこと。

堺泉北区第 6 区及び第 7 区



錨泊時間は原則として 7 2 時間（3 日間）以内※

※阪神港大阪区向け船舶の優先指定錨地を除く。なお、阪神港堺泉北区の係留施設に着岸する船舶に限る。

第6区

6-1(34-31-31N、135-21-33E)	6-2(34-31-41N、135-21-09E)
6-3(34-32-06N、135-20-44E)	6-4(34-32-23N、135-20-20E)

第7区

7-1(34-36-04N、135-22-24E)	7-2(34-35-38N、135-22-24E)
7-3(34-35-12N、135-22-24E)	7-4(34-34-46N、135-22-24E)
7-5(34-34-20N、135-22-24E)	7-6(34-33-54N、135-22-24E)
7-7(34-36-04N、135-21-53E)	7-8(34-35-38N、135-21-53E)
7-9(34-35-12N、135-21-53E)	7-10(34-34-46N、135-21-53E)
7-11(34-34-20N、135-21-53E)	7-12(34-33-54N、135-21-53E)
7-16(34-34-46N、135-21-22E)	7-17(34-34-20N、135-21-22E)
7-18(34-33-54N、135-21-22E)	7-19(34-34-36N、135-20-54E)
7-20(34-34-09N、135-20-38E)	7-24(34-34-11N、135-19-59E)
7-29(34-34-13N、135-19-20E)	7-30(34-36-02N、135-20-07E)
7-34(34-34-15N、135-18-42E)	7-35(34-33-42N、135-18-20E)

※7-13、7-14、7-15、7-21、7-22、7-23、7-25、7-26、7-27、7-28、7-31 については
阪神港大阪区向け船舶の優先指定錨地

7-13(34-36-04N、135-21-22E)	7-14(34-35-39N、135-21-23E)
7-15(34-35-13N、135-21-23E)	7-21(34-35-34N、135-20-57E)
7-22(34-35-06N、135-20-43E)	7-23(34-34-38N、135-20-22E)
7-25(34-36-00N、135-20-47E)	7-26(34-35-34N、135-20-26E)
7-27(34-35-08N、135-20-04E)	7-28(34-34-40N、135-19-43E)
7-31(34-35-35N、135-19-47E)	

※7-32 及び 7-33 については検疫錨地

7-32(34-35-09N、135-19-24E)	7-33(34-34-42N、135-19-03E)
----------------------------	----------------------------

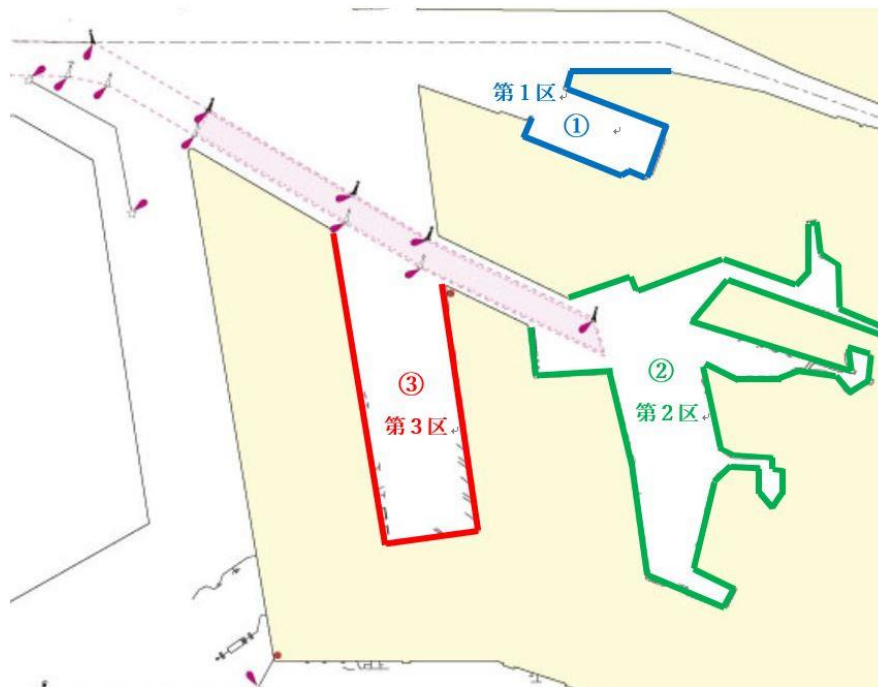
【錨地申請に関する問い合わせ先】

堺海上保安署 072-244-5076 ※阪神港大阪区向け船舶の優先指定錨地を除く。
さかいポートラジオ 06-6615-7071 (株式会社 東洋信号通信社)

進路信号

国際信号旗を有する入港船舶は必ず信号旗による進路表示を行うとともに、AIS を搭載している入港船舶（船員法により作業義務を免除されている船舶を除く）は AIS への入力を行うこと。

国際信号旗	AIS に対応する進路コードを 踏まえた入力例	信文	
2 代・1	>JP SBK 1	第 1 区の係留施設に向かって航行する	①
2 代・2	>JP SBK 2	第 2 区の係留施設に向かって航行する	②
2 代・3	>JP SBK 3	第 3 区の係留施設に向かって航行する	③
	>JP SBK OFF	目的港の港内又は境界付近で錨泊しようとする場合	
	>JP SBK XX	上記以外の目的又は港内での進路	



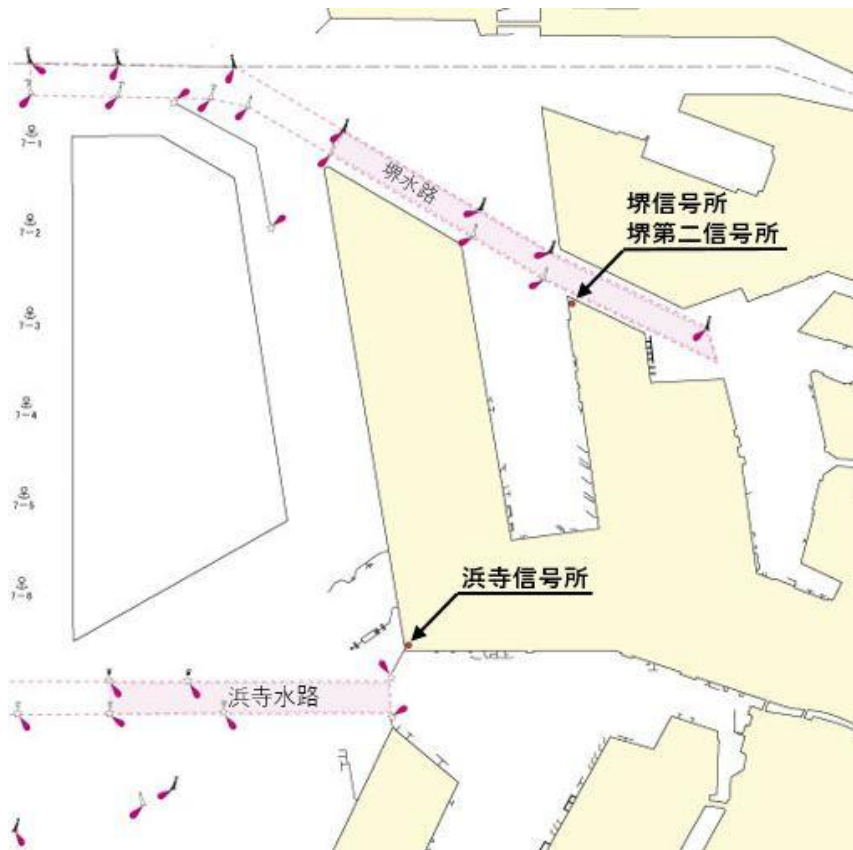
航行管制水路

阪神港堺泉北区においては、港則法第 38 条に基づき、次の水路において一定トン数以上の大型船舶の行会いを防止するため、航行管制を行っているので、信号所の発する信号に従って航行しなければなりません。

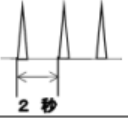
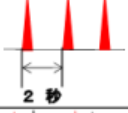
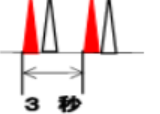
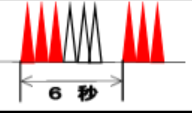
入港船は水路イン 20 分前までに、出港船は離岸前までに必ず“さかいポータルラジオ”と連絡を取り管制信号と入出港の可否を確認した上で水路イン・離岸すること。なお、信号を直接視認できない場合は“さかいポータルラジオ”に信号状況を確認すること。

信号所の名称	管制水路の区域	管制船舶等
堺信号所 堺第二信号所 34-35-22N 135-25-36E	【堺水路】 堺信号所から三百一度二千五百四十メートルの地点から二十九度に引いた線 以東の堺航路	管制船舶 3,000 総トン以上 管制対象船 500 総トン以上
浜寺信号所 34-33-40N 135-24-38E	【浜寺水路】 浜寺信号所から二百六十二度四十分二千七百五十五メートルの地点から百八十一度に引いた線以東の浜寺航路	管制船舶 10,000 総トン以上 管制対象船 500 総トン以上

- (注) 1. 管制船舶は、管制水路を入出航する予定日の時刻を前日の正午までに通報
2. 管制対象船とは、入航又は出航信号の際に反航できない船舶



管 制 信 号

管制信号	信号の方法	信号の意味
	昼間・夜間	
毎2秒に白色光1閃		・入航船は、入航することができること。 ・総トン数500トン(堺・浜寺)以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 ・総トン数500トン(堺・浜寺)未満の出航船は、出航することができること。
毎2秒に赤色光1閃		・出航船は、出航することができること。 ・総トン数500トン(堺・浜寺)以上の入航船は、航路水路外(堺・浜寺)において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ・総トン数500トン(堺・浜寺)未満の入航船は、入航することができること。
毎3秒に順次赤色光1閃及び白色光1閃		・総トン数3,000(堺)・10,000トン(浜寺)以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ・総トン数3,000(堺)・10,000トン(浜寺)以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 ・総トン数3,000(堺)・10,000トン未満の入出航船は、入出航することができること。
毎6秒に順次赤色光3閃及び白色光3閃		・港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。

※禁止信号について

堺水路では全長150m以上の危険物積載船及び全長250m以上の船舶

浜寺水路では通常総トン数3万トン以上の危険物積載船

が入出航する際の信号で、プレジャーボート等の小型船舶も入出航できません。

堺水路

入航時・・・7/8番航路ブイを通過したときから水路を出るまで

出航時・・・原則運航開始時から

浜寺水路

入航時・・・5/6番航路ブイを通過したときから水路を出る（防波堤通過）まで

出航時・・・原則運航開始時から

管制間隔

堺・浜寺水路共通・・・同航1時間、反航1時間30分

（堺水路のみの措置…両管制船とも1万トン未満の場合同航30分、反航1時間とする。）

（注意）管制信号の開始時期と管制間隔は天候や水路内の船舶等の状況により多少前後する場合があります。

【管制信号に関する問い合わせ先】

おおさかマーチス

078-381-9273（平日 08:30 ～ 17:15 まで）

（大阪湾海上交通センター運用管制課）

078-302-8101（土日祝日 及び 平日時間外）

さかいポートラジオ

06-6615-7071（株式会社 東洋信号通信社）

3、夕凧岸壁運航調整

《大津南航路・大津南泊地航行安全対策マニュアルより抜粋》

平成17年度の堺泉北港港湾計画改訂に基づき、阪神港堺泉北区の汐見沖地区東側護岸が平成25年4月18日に夕凧第1号岸壁として供用が開始され、今後同護岸延長部が順次、岸壁として供用されることとなります。

汐見沖地区埠頭を利用する船舶の回頭水域が隣接岸壁（大津南所在岸壁等）利用船舶の通航路を閉塞することから、平成17年度に堺泉北港及び阪南港港湾計画改訂航行安全対策調査委員会において航行安全対策が示されました。

これにより、港湾管理者、運航者、代理店等からなる運航調整協議会を設立して、安全対策をマニュアル化して遵守することになっております。このため「大津南船舶安全協議会」（以下、『協議会』という。）を設置し、運航調整等の安全対策を効率的に実施することを目的とします。

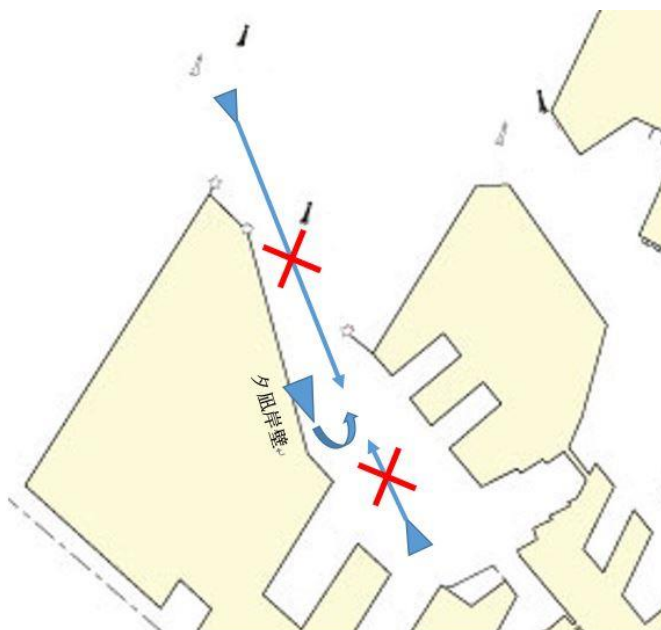
①運航調整について

夕凧岸壁前面において回頭している船舶と大津南航路を航行する船舶との行き会い等を防止するため、次の調整を行うこと。

1 協議会構成員

協議会の構成員は、利用船舶の運航調整を確実に実施するため、前日までに次の船舶の入出港に関係する予定時刻の情報を入手するとともに、協議会事務局へ通報し、競合防止の調整を受け、利用船舶へ通報すること。

なお、船舶の着・離岸等に変更が生じた場合は、協議会事務局又は、さかいポートラジオへ通報する。



船舶の入・出港に係る予定時刻

【通報内容：必要項目のみ】

①代理店名[担当者名] ②船名、コールサイン、総トン数 ③バース名 ④連絡手段	
入港時の予定情報 ⑤港外到着時間 ⑥着岸又は投錨時間、錨地（錨泊時） ⑦離岸又は揚錨時間（錨泊時） ⑧水先人の有無 ⑨タグの隻数 ⑩着舷 ⑪前港	出港時の予定情報 ⑤離岸又は抜錨時間 ⑥水先人の有無 ⑦タグの隻数 ⑧次港

【通報先】（※下記によって通報先が異なりますので注意すること。）

※平日（土曜・日曜・祝祭日、12月29日～1月3日を除く。） 9時～17時45分	※左記を除く時間
大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務運営課 施設運営担当	さかいポータルラジオ （株式会社東洋信号通信社）
電話：0725-21-7217	電話：06-6615-7071
FAX：0725-21-7265	FAX：06-6615-7074

2 協議会事務局

協議会事務局は、次のルールに基づき運航時間の調整を行い、前日15：00までにさかいポータルラジオに調整結果を提供する。

また、構成員から通報のあった時刻に変更が生じた場合には、当該構成員に連絡し、調整するものとする。

（調整が必要な場合）原則として、

●隣接岸壁の入港船と出港船、及び夕風岸壁着離岸船と通航船が夕風岸壁前面海域で競合する場合。

⇒離岸後、着岸前それぞれ30分間空け、船舶の競合を防ぐものとする。

●隣接する岸壁の着・離岸船が競合する場合。

ただし、次のような場合は、上記原則によらない場合もある。

(a) 緊急時の止むを得ない事情がある場合

3 さかいポートラジオ

「さかいポートラジオ」への情報提供、及び「さかいポートラジオ」からの情報収集の徹底

さかいポートラジオは、前日 15 : 00 までに協議会事務局が運航調整した情報を基に、通信のあった入・出港船舶等に対して、情報を提供することによって注意喚起を行い、安全な入・出港を支援し、以下の通信を徹底すること。

○大津南航路への船舶入航情報の通信等

- ・大津南航路に入航する船舶は、国際 V H F 又は電話により航路入航時刻の 20 分前までにさかいポートラジオへ通信する。
- ・それを受けて、さかいポートラジオは、他船の予定時刻との整合を確認し、大津南航路及び大津南泊地の通航船舶の情報を提供する。
- ・また、さかいポートラジオは、予定時刻が他船と競合する場合において、協議会事務局へ通報するとともに、同事務局で運航調整した結果を必要に応じて、関係船舶に情報提供及び運航時刻の調整を要請する。
- ・協議会事務局は、運航調整により予定時刻に変更が生じた場合には、関係先等に周知する。

○大津南航路からの船舶出航情報の通信等

- ・大津南航路を出航する船舶が、国際 V H F 又は電話により出航時刻を離岸時までにさかいポートラジオ側へ通信する。
- ・その通信を受けて、さかいポートラジオは、運航調整した情報により整合を確認し、大津南航路に入航時間が接近している船舶に大津南航路沖合部（泉北大津 1 号－2 号ブイ）の通過予定時刻を情報提供する。
- ・また、さかいポートラジオは、予定時刻が他船と競合する場合において、協議会事務局へ通報するとともに、同事務局で運航調整した結果を必要に応じて、関係船舶に情報提供及び運航時刻の調整を要請する。
- ・協議会事務局は、運航調整により予定時刻に変更が生じた場合には、関係先等に周知する。

②船舶の安全確保について

大津南航路の利用船舶の船長は、事前に国際 V H F 又は電話によりさかいポートラジオ、代理店等を通じて通航船の動向を把握するとともに、夕風岸壁前面海域における船舶同士の競合及び隣接岸壁における競合を防止しなければならない。

○大津南航路を航行する際の注意

- ①大津南航路入航前又は離岸前に、さかいポートラジオ、代理店等を通じて同時間帯の他の船舶の航行状況の把握に努めること。また自船が航行する時間帯の調整の設定の有無を確認すること。
- ② 当該区域を航行中は、行き会い船の有無を、目視等及び必要に応じてさかい

ポートラジオを国際V H F 又は電話で呼び出して確認すること。

- ③ 自船と行き会う可能性がある船舶に対しては、国際V H F 等で互いに連絡を取り合い、相手船の動向について直接確認すること。
- ④ 夕凧岸壁に着岸する場合において、付近のバースで着・離岸する他船が認められる時は、（さかいポートラジオを通じて他船の動向を把握すると同時に）通航船の航行に支障が生じないように、大津南航路入航前より速力調整を行わなければならない。
- ⑤ 夕凧岸壁を離岸する場合において、付近のバースで着・離岸する他船が認められる時は、通航船が着岸するまで、又は離岸した通航船が大津南航路を通過し、航路外へ達するまで離岸してはならない。また、原則当日の離岸予定時刻の前倒し変更はできない。やむを得ない場合、協議会事務局は、さかいポートラジオにその旨を情報提供し、さかいポートラジオから大津南航路内等で他船と競合しない通報があった場合に限り認めるものとする。
- ⑥ 旅客を扱うフェリー等の定時運航に支障をきたさないよう配慮すること。
- ⑦ さかいポートラジオから要請等があった場合は、その要請に従うこと。

4、情報連絡・提供

(1)「さかいポートラジオ」への連絡及び「さかいポートラジオ」からの情報提供

阪神港堺泉北区に入出港する外航船、および総トン数 500 トン以上の内航船は、次のとおり、国際 VHF により「さかいポートラジオ」に必要な事項を連絡して下さい。「さかいポートラジオ」からは、運航調整情報、航行管制情報、港内他船行き会い情報、その他必要な情報を提供します。

また、運航調整や航行管制のため、時間調整が必要な場合も連絡しますので、ご協力お願いします。

【堺航路】

通報する時間帯	船舶から通報する情報	さかいポートラジオから提供する情報
入港 2 時間前	P/S 又は航路イン 到着予定時刻	パイロット着次第乗船又は 必要な時間調整
入港時間に変更が生じた 場合	P/S 又は航路イン 到着予定時刻の変更	パイロット着次第乗船又は 必要な時間調整
P/S 到着時又は 航路イン 20 分前まで又は 抜錨時	航路イン予定時刻又は 抜錨時間	堺水路管制情報 港内他船行き会い情報 港内工事情報
離岸前まで	離岸予定時刻	堺水路管制情報 港内他船行き会い情報 港内工事情報

※入港船は堺航路イン 20 分前までに、出港船は離岸前までに必ず“さかいポートラジオ”と連絡をとり、管制信号と入出港の可否を確認した上で航路イン・離岸すること。なお、信号を直接視認できない場合は“さかいポートラジオ”に確認すること。

【浜寺航路】

通報する時間帯	船舶から通報する情報	さかいポートラジオから提供する情報
入港 2 時間前	P/S 又は航路イン 到着予定時刻	パイロット着次第乗船又は 必要な時間調整
入港時間に変更が生じた 場合	P/S 又は航路イン 到着予定時刻の変更	パイロット着次第乗船又は 必要な時間調整
P/S 到着時又は 航路イン 20 分前まで又は 抜錨時	航路イン予定時刻又は 抜錨時間	浜寺水路管制情報 港内他船行き会い情報 港内工事情報

離岸前まで	離岸予定時刻	浜寺水路管制情報 港内他船行き会い情報 港内工事情報
-------	--------	----------------------------------

※入港船は浜寺航路イン 20 分前までに、出港船は離岸前までに必ず“さかいポートラジオ”と連絡をとり、管制信号と入出港の可否を確認した上で水路イン・離岸すること。なお、信号を直接視認できない場合は“さかいポートラジオ”に確認すること。

【大津・大津南航路】

通報する時間帯	船舶から通報する情報	さかいポートラジオから 提供する情報
入港 2 時間前	P/S 又は航路イン 到着予定時刻	パイロット着次第乗船又は 必要な時間調整 夕風岸壁運航調整情報
入港時間に変更が生じた 場合	P/S 又は航路イン 到着予定時刻の変更	パイロット着次第乗船又は 必要な時間調整 夕風岸壁運航調整情報
P/S 到着時又は 航路イン 20 分前まで又は 抜錨時	航路イン予定時刻又は 抜錨時間	夕風岸壁運航調整情報 港内他船行き会い情報 港内工事情報
離岸前まで	離岸予定時刻	夕風岸壁運航調整情報 港内他船行き会い情報 港内工事情報

※入港船は各航路イン 20 分前までに、出港船は離岸前までに必ず“さかいポートラジオ”と連絡をとり、他船の動静情報を入手してください。

※大津南航路においては『夕風岸壁運航調整』が実施されますので最新の情報を入手するように努めてください。

【錨泊時】

時間帯	船舶から通報する情報	さかいポートラジオから 提供する情報
友が島/明石海峡通過時 投錨 1 時間前まで	投錨予定時刻	アンカーポジション
投錨時	投錨時刻/ポジション	入港スケジュール 堺・浜寺水路管制情報 夕風岸壁運航調整情報

5、ポートサービス

ひき船

入出港に際して、ひき船が必要な場合は大阪府タグ事業協同組合にオーダーしてください。

【連絡先】 電話 0725-31-0521
FAX 0725-31-0578
E-mail info-0521@osaka-tug.org

【阪神港堺泉北区引船使用基準①】

本船 (GT)	本船 (DWT)	使用基準		B/T
		所定 B/T なし	所定 B/T あり	所定馬力
3,000		2 隻 (500PS) ※出船	※入船確認	400PS 以上
3,000~4,000		2 隻 (500PS/1,000PS)	1 隻 (1,000PS)	GT5,000 未満
4,000~5,000		2 隻 (1,000PS)	1 隻 (1,500PS)	
5,000~6,000		2 隻 (1,000PS/1,500PS)	1 隻 (1,500PS)	
6,000~8,000		2 隻 (1,500PS)	1 隻 (2,000PS)	600PS 以上 GT7,000 未満
8,000~9,000		2 隻 (1,500PS/2,000PS)	1 隻 (2,000PS)	800PS 以上
9,000~13,000		2 隻 (2,000PS)	1 隻 (2,300PS)	
13,000~20,000		2 隻 (2,300PS)		
20,000~30,000		2 隻 (2,500PS)		
20,000~30,000	40,000~50,000	2 隻 (2,700PS)		
30,000 ※弱含む	45,000~60,000	2 隻 (3,000PS)		
36,000~	危険物積載船 3TUG (相談の上)			GT15,000 未満
40,000~	50,000~79,999	3 隻 (2,700PS)		1,000PS 以上
40,000~	80,000~	3 隻 (3,000PS)		GT25,000 未満
				1,200PS 以上
				GT40,000 未満
				1,400PS 以上 GT50,000 未満
				2,000PS 以上

				GT70,000 未満
80,000~		4 隻 (3,000PS)	3 隻 (3,000PS) ※出港	GT70,000 以上 打合せ決定

【阪神港堺泉北区引船使用基準②：PCC】

本船 (国トン)	PCC		B/T
	所定 B/T なし	所定 B/T あり	所定馬力
9,000~13,000	1 隻 (2,300PS)	2 隻 (2,000PS)	800PS 以上
13,000~20,000	1 隻 (2,500PS)	2 隻 (2,300PS)	GT15,000 未満
20,000~30,000	1 隻 (2,700PS)	2 隻 (2,500PS)	1,000PS 以上
20,000~30,000	1 隻 (3,000PS)	2 隻 (2,700PS)	GT25,000 未満
30,000~40,000	1 隻 (3,000PS)	2 隻 (3,000PS)	1,200PS 以上
			GT40,000 未満
40,000~70,000	1 隻 (3,000PS)	2 隻 (3,000PS)	1,400PS 以上
			GT50,000 未満
			2,000PS 以上
			GT70,000 未満
70,000~			GT70,000 以上打合せ決定

※ENEOS、コスモ石油、大阪ガス、堺 LNG についてはそれぞれの使用基準に基づきます。詳細については大阪府タグ事業協同組合に問い合わせてください。

《タグへの号令用語集》

- ・タグに指示を出す時は、指示ごとにタグの船名を最初に呼んで下さい。
- ・押し、引きの強弱は通常はタグの機関の設定で表現します。

DEAD SLOW→SLOW→ HALF→ FULL

弱く ←————→ 強く

・阪神港堺泉北区のタグは、「プッシャー型」で通常の作業ではタグの船首からタグラインを出すタイプです。従って押させる場合タグの機関はAHEAD ENG. 引かせる場合はASTERN ENG. となります。

・押し、引き、の際に方向を指示する場合は、自船の船首方向を12 時とする時計方式（12 方位方式）で指示して下さい。

COMMANDING INSTRUCTION	MEANING(指示の意味)	日本語指示号令
STOP(STOP ENGINE)	ENGINE IN NEUTRAL (機関中)	ストップエンジン
PUSH		押せ
PUSH FULL(FULL AHEAD)	STRONG(強く) ↑↓ WEAK(弱く)	フルで押せ
PUSH HALF(HALF AHEAD)		ハーフで押せ
PUSH SLOW(SLOW AHEAD)		スローで押せ
PUSH DEAD-SLOW(D'SLOW		デッドスローで押せ
KEEP PUSHING		押し続けよ (押付け)
PULL		引け
PULL FULL(FULL AHEAD)	STRONG(強く) ↑↓ WEAK(弱く)	フルで引け
PULL HALF(HALF AHEAD)		ハーフで引け
PULL SLOW(SLOW AHEAD)		スローで引け
PULL DEAD-SLOW(D'SLOW		デッドスローで引け
KEEP PULLING		引き続けよ
(DIRECTION)		
PUSH(1-12)O'CLOCK	CLOCKWISE PUSHING	(1-12)時方向へ押せ
PULL(1-12)O'CLOCK	CLOCKWISE PULLING	(1-12)時方向へ引け
KEEP THAT DIRECTION		その方向を保持せよ
TAKE TUG-LINE		タグラインをとれ
LET GO TUG-LINE		タグラインを放せ

6、その他

(1) 夜間公共岸壁等の許可条件等

夜間入港に伴う安全対策（平成 17 年 11 月 30 日付、港第 516 号通知により）

- ① 夜間（日没から日出までの間）の入港対象岸壁及び入港時間の取り扱いについては、バースの夜間照明設備が整備されていれば、入港は原則21時00分まで、出港は24時間可能。
- ② 原則として風速（平均風速）15m/s 以上、視界 1 海里未満の場合には、夜間入港しないこと。
- ③ 使用する係留施設等において、操船上必要な照度を有すること。
- ④ 港則法に規定されている危険物を積載した船舶は、原則として夜間入港しないこと。
- ⑤ 総トン数 1,000 トン以上の日本船舶、総トン数 500 トン 以上の外国船舶については、水先人を乗船させること。ただし、当該船舶の船長が直近 1 年間に 2 回以上の入港の経験がある場合、又は、ひき船 を使用する場合はこの限りではない。

(2) 着離岸に係る安全対策

- ① 気象・海象が操船に不適切な場合は、着岸を見合わせるものとする。
着岸基準は、以下の値を目安とする。

風速（平均風速）	15m/sec以下
波高（有義波高）	1.0m以下
視界	1,000m以上

（注）上記風速の目安は、公共埠頭であるため、包括的な対象船舶を基としてその上限を示したものであり、個々の船型については、個々に判断される。

- ② 原則として、平均風速10m/sec、岸壁前面波高1.0m以上の場合は、荷役作業を見合わせるものとする。
- ③ 着岸時における接岸速度については、10cm/sec以下となるように努めること。

(3) 国際航海船舶の着・離岸時刻の変更連絡

国際埠頭施設の保安措置として、本船着岸時に合わせて警備員を配備しているが、その手配は、港湾局 EDI 情報に基づき行っている。

本船の着・離岸時刻に変更が生じたら、以下の【通報先】及び【連絡先】に速や

かに連絡をお願いします。

【通報先】（※下記によって通報先が異なりますので注意すること。）

※平日（土曜・日曜・祝祭日、12月29日 ～1月3日を除く。） 9時～17時45分	※左記を除く時間
大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務運営課 施設運営担当	さかいポートラジオ (株式会社東洋信号通信社)
電話：0725-21-7217	電話：06-6615-7071
FAX：0725-21-7265	FAX：06-6615-7074

【連絡先】

開庁時	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務運営課 施設運営担当 電話：0725-21-7217
閉庁時	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 総務運営課 危機管理担当 電話：0725-21-7246

7、台風等

大阪港台風等災害防止措置実施要領

（目的）

第1条 この要領は、大阪港海難防止対策委員会（以下「委員会」という。）設置要綱の規定に基づき、台風等災害防止措置の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の開催時期）

第2条 委員会は、原則として
台風等の襲来が予想される2日前から開催する。

（台風等災害防止措置の基準）

第3条 台風等災害防止措置の基準は、次のとおりとする。

区分		台風の状況	措置内容
第一体制	(避難準備勧告)	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合	1 気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。 2 乗組員を招集して荒天準備となし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。 3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。 4 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 (1) 国際 VHF (CH16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。 (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。
第二体制	(大型船等避難勧告)	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風域に入るおそれがあると判断された場合	1 次の船舶は、原則として港外に避難すること。 (1) 大阪区では、1 万総トン以上のばら積危険物積載船舶及び J 岸壁に係留している船舶。 (2) 堺泉北区では、3 万総トン以上の船舶。 2 工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。 3 小型船舶は、避泊場所を選定し、時機を失することがないように避泊を開始すること。 4 1,000 総トン以上の大型船舶（フェリー等を除く。）は、原則として入港を見合わせる。 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 (1) 国際 VHF(CH16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。 (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

	(全船舶避難勧告)	阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風域に入るおそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合	1 1,000 総トン以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。 2 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。 3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 (1) 国際 VHF (CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。 (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。
	(錨泊自粛勧告)	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合	100 総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港棧橋から 3 海里以内の周辺海域（錨泊自粛海域図）での錨泊は避けること。 ※堺泉北港棧橋 ・コスモ石油（株）堺製油所原油棧橋 ・大阪ガス（株）泉北製造所第二工場 LNG 第 2 棧橋 ・堺 LNG（株）堺 LNG センター棧橋

解 除	(大型船等・全船舶避難勧告) 第一体制・第二体制	台風の影響圏外となり、まもなく平穏となると判断された場合	1 港外に避難した船舶は、安全を確認しつつ再入港する等、適宜の措置をとること。 2 航行制限等の規制等に留意すること。
	(錨泊自粛勧告) 第二体制	阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が解除された場合	

注 1) 台風なみに発達した低気圧等による異常な気象に伴う荒天が、阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港において予想される場合、別途、大阪港海難防止対策委員会を開催して措置を検討することができることとする。

注 2) 第二体制に移行する可能性がある場合には、総トン数 100 トン以上の船舶に対して、堺泉北港栈橋から 3 海里以内の海域での錨泊自粛について指導する。

注 3) 中心付近の最大風速が 40m/s 以上の暴風域を伴う台風が大阪湾及び紀伊水道の対象海域に接近する場合、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会の協議結果を受け、第五管区海上保安本部長から海上交通安全法第 3 2 条第 2 項及び港則法第 4 8 条第 1 項の規定に基づき勧告が発出されるので、対象船舶は同勧告に従い避難行動をとることとする。

なお、勧告の発出及び解除は、本実施要領第 5 条に定める台風情報等連絡系統図により伝達する。

（台風等災害防止措置の実施時期）

第 4 条 台風等災害防止措置の実施時期は、それぞれの措置内容を安全に実施するために必要とする時間を考慮して決定する。

（台風等災害防止措置の周知方法）

第 5 条 台風等災害防止措置の周知方法は、措置区分に応じて次のとおりとする。

(1) 第一体制（避難準備勧告）（勧告・解除）

伝達手段	伝 達 方 法
電話 ファクシミリ 電子メール	台風情報等連絡系統図（以下「連絡系統」という。）に基づいて通報する。
無線電話等	① 「おおさかポートラジオ」及び「さかいポートラジオ」から CH16（CH12 に変波）で通報する。 ② 「おおさかマーチス」から CH16（CH13、14、66 に変波）及び AIS で通報する。
インターネット	第五管区 海の安全情報（沿岸域情報提供システム） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/ （パソコン）

	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/osaka/ （携帯）
--	--

(2)第二体制（大型船等避難勧告）（勧告・解除）

伝達手段	伝 達 方 法
電話 ファクシミリ 電子メール	連絡系統に基づいて通報する。
無線電話等	① 「おおさかポートラジオ」及び「さかいポートラジオ」から CH16（CH12 に変波）で通報する。 ② 「おおさかマーチス」から CH16（CH13、14、66 に変波）及び AIS で通報する。
インターネット	第五管区 海の安全情報（沿岸域情報提供システム） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/ （パソコン） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/osaka/ （携帯）

(3)第二体制（全船舶避難勧告）（勧告・解除）

伝達手段	伝 達 方 法
電話 ファクシミリ 電子メール	連絡系統に基づいて通報する。
無線電話等	① 「おおさかポートラジオ」及び「さかいポートラジオ」から CH16（CH12 に変波）で通報する。
無線電話等	② 「おおさかマーチス」から CH16（CH13、14、66 に変波）及び AIS で通報する。
インターネット	第五管区 海の安全情報（沿岸域情報提供システム） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/ （パソコン） https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/osaka/ （携帯）
船艇による サイレン等	大阪海上保安監部、大阪水上警察署等の船艇により、国際信号旗 VL を掲揚し、サイレンを吹鳴し拡声器で通報する。（勧告の場合に限る。）

(避泊位置等の通報)

第6条 港外（防波堤外を含む。）に避難した船舶は、その避泊位置等を速やかに阪神港長又は阪南港長に通報する。通報の方法は次のいずれかとする。

通報手段	通報先	伝達方法
無線電話の場合	① こうべほあん ② おおさかポートラジオ ③ さかいポートラジオ 上記のいずれか CH16 で呼出	① 船名、国籍、船種、総トン数、全長、喫水 ② 出港地（避難のため出港した港＝阪神港（大阪区、堺泉北区）又は阪南港等）
船舶電話の場合	阪神港長 06-6571-0223 阪南港長 072-422-3592	③ 入港地（避難後に入港する港）
電話ファクシミリの場合	阪神港長 06-6572-1700 阪南港長 072-437-0444	④ 投錨時刻 ⑤ 投錨位置（経緯度又は別添メッシュチャート番号による。） ⑥ 錨鎖伸出長（右舷、左舷別節数）

(通信連絡手段の確保)

第7条 港外に避難した船舶は、VHF 電話、無線 CH16 の常時聴守を励行する。

附則

この要領は、昭和 60 年 8 月 24 日から施行する。

附則

この要領は、平成 6 年 7 月 28 日から施行する。

附則

この要領は、平成 9 年 6 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、平成 13 年 6 月 28 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

錨泊自肅海域図

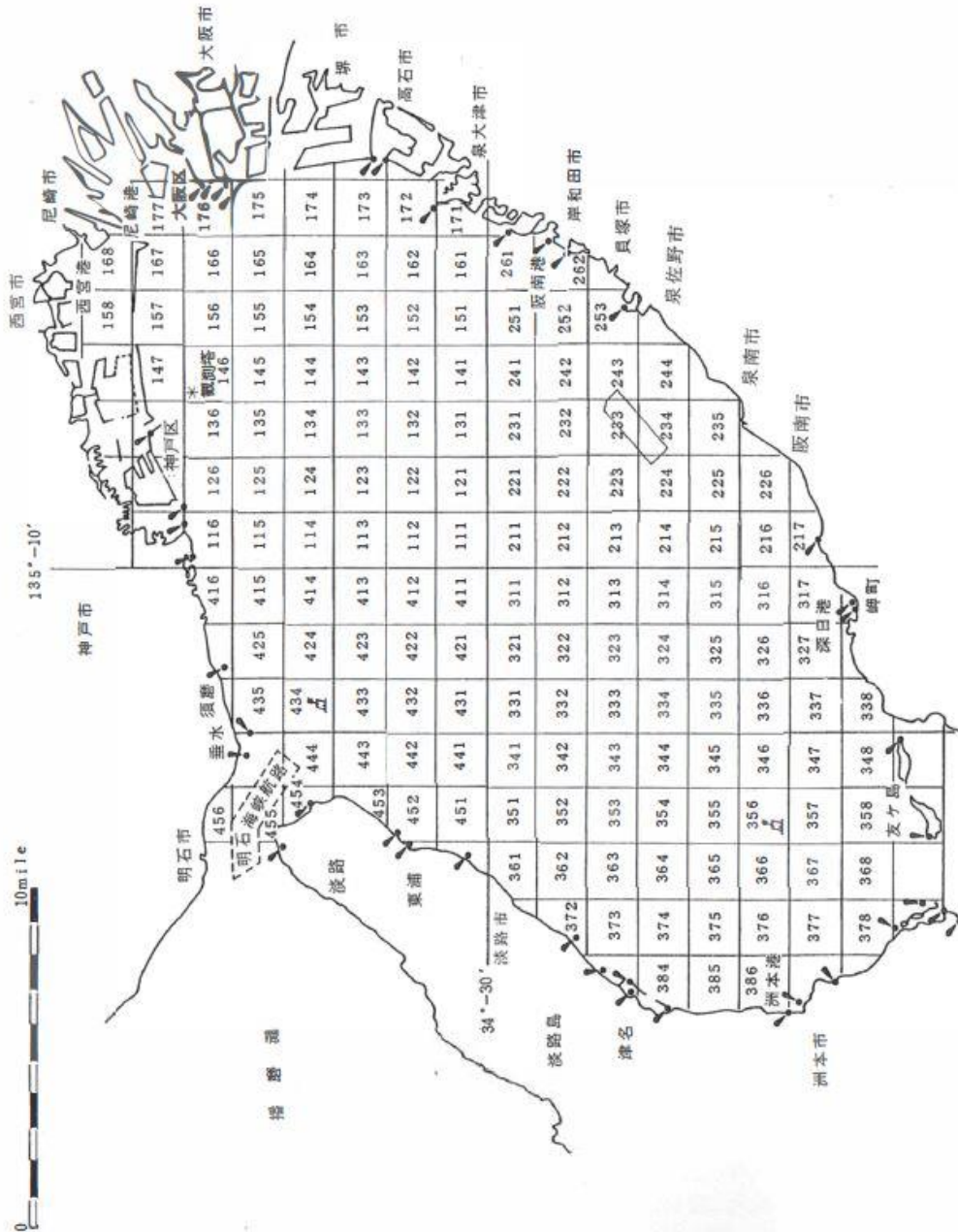
下記地点により囲まれた海域

0 地点：	北緯34度36分31秒	東経135度24分01秒
1 地点：	北緯34度36分30秒	東経135度22分15秒
2 地点：	北緯34度35分01秒	東経135度20分46秒
3 地点：	北緯34度32分40秒	東経135度20分40秒
4 地点：	北緯34度32分21秒	東経135度20分47秒
5 地点：	北緯34度31分31秒	東経135度21分14秒
6 地点：	北緯34度30分59秒	東経135度22分00秒
7 地点：	北緯34度31分55秒	東経135度22分42秒
8 地点：	北緯34度31分49秒	東経135度22分50秒
9 地点：	北緯34度31分08秒	東経135度23分04秒
10 地点：	北緯34度31分57秒	東経135度23分41秒
11 地点：	北緯34度32分11秒	東経135度23分57秒
12 地点：	北緯34度33分16秒	東経135度24分34秒
13 地点：	北緯34度33分39秒	東経135度24分38秒

錨泊自肅海域図



＜大阪湾メッシュチャート＞



阪神港堺泉北区の走錨事故防止対策について

「堺泉北港棧橋から3海里以内の海域」は、台風等により荒天が予想される場合、「錨泊自粛海域」として「錨泊自粛勧告」が発出されます。



【錨泊自粛勧告】 港則法第39条第4項

1. 基準

阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合

2. 錨泊自粛海域

堺泉北港棧橋から3海里以内の海域

- ※左図の青破線で囲まれた海域（詳細は裏面）
- ※堺泉北港棧橋は左図の緑線で示す位置

3. 措置内容

100総トン以上の船舶は、原則として錨泊自粛海域での錨泊は避けること

※上記勧告に従わない場合は、錨泊自粛海域で錨泊する船舶に対して、出域勧告（港則法第39条第4項）又は退去命令（港則法第39条第3項）を発出します。

【確認方法】

勧告発出の際は、五管区地域航行警報、NAVTEX航行警報による周知のほか、巡視船艇、海の安全情報、無線放送、AIS、台風対策委員会等により周知されます。
※右記QRコードにおいても勧告の発出状況等について確認することができます。

海の安全情報



台風等により荒天が予想される場合は、『**走錨は起こりうる**』との認識のもと、以下の点について注意して運航してください。

- 最新の台風情報等を入手し、影響が少ない海域への早めの移動（台風の右半円を避ける等）
- 状況に応じて錨泊をしないという選択肢も考慮（ちちゅう等）
- 運航管理者等による安全を重視した適切なサポート（船側が必要とする情報の提供、助言）

荒天時に錨泊※する場合の注意事項

- 近接する錨泊船舶との安全な船間距離の確保
 - 船橋における常時ワッチ（自船位置の確認、周囲の見張り、国際VHF16ch常時聴守等）
 - 緊急時に直ちに対応できるような体制確保（エンジンスターバイ）
- ※ 錨泊自粛等のない海域への錨泊に限る。



大阪海上保安監部堺海上保安署
〒592-8332 大阪府堺市西区石津西町20
電話 072-244-5076

（問合せ先）

- ・大阪海上保安監部航行安全課
06-6571-0223
- ・堺海上保安署港務係
072-244-5076

走錨海難防止のための航行ルール

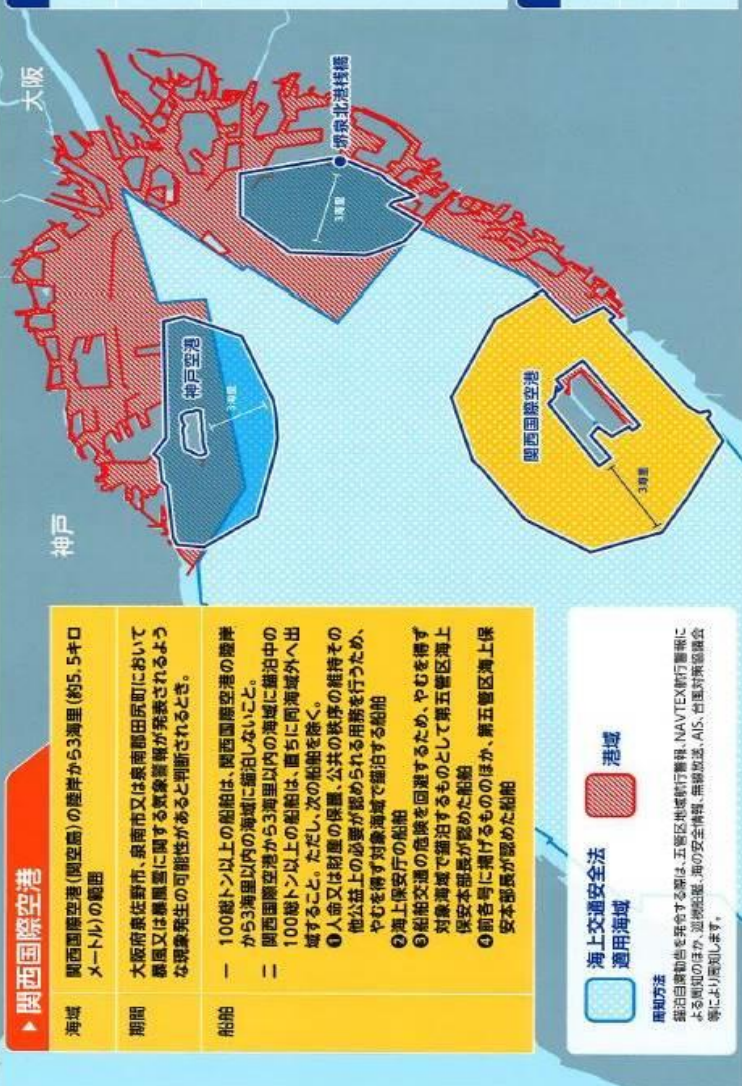
暴風又は暴風雪に関する気象警報の発表が予想される時は、次の航行ルールが適用されます。

●関西国際空港から3海里内に「錨泊自粛勧告」を发出※1

●神戸空港及び堺泉北港棧橋※2から3海里内に「錨泊自粛勧告」を发出※3

※1 適用法令：海上交通安全法第32条第2項
勧告に従わない船舶は、個別に勧告又は命令(罰則あり)を发出することがあります。

※2 「コスモ石油堺製油所原油搭載」、「大阪ガス堺東北製油所第2工場LNG第2搭載」、「東LNG堺堺LNGセンター搭載」
※3 適用法令：港則法第39条第4項 勧告に従わない船舶は、個別に勧告又は命令(罰則あり)を发出することがあります。



走錨事故防止ポータルサイト

<https://www.kaiho.milt.go.jp/mission/kaiyoukatsu/soubyo.html>
走錨事故防止に役立つ情報を掲載しています。

JCG 第五管区海上保安本部
個別のお問合せはこちら
 ◎神戸海上保安部航行安全課 TEL 078-331-6743
 ◎大阪海上保安部航行安全課 TEL 06-6571-0223
 ◎堺泉北港域航行安全課 TEL 072-244-5076



大阪湾・紀伊水道における湾外等避難のルール

第五管区海上保安本部では、勢力の強い台風による異常な気象・海象が予想される場合、海上交通安全法の規定に基づき、大阪湾(紀伊水道を含む)外の台風の影響の少ない海域への避難等の勧告を発出します。

ルールの概要と対象海域



「対象海域外への避難」及び「入域の回避」の対象船舶

■長さ200m以上

客船、フェリー、貨物船

■長さ160m以上

自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー

■総トン数5万トン以上の危険物船

(液化ガス船を除く)

■総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

ただし、以下に該当する船舶は対象外です。

●定期航路事業に従事する内航船舶(内航定期旅客船・内航RORO船等) ●「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶

※対象船舶以外の船舶においても、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始してください。



海難防止イメージキャラクター
ハルちゃん

台風等の異常な気象・海象が予想される場合等において
走錨等に起因する事故防止に万全を期するため

湾外避難等の勧告・命令に関する制度等を創設

「海上交通安全法等の一部を改正する法律」令和3年7月1日施行

三大湾等における湾外避難等の勧告・命令制度等

- 船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度
- 重要施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度
- 湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会の設置
- 湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度

湾外避難等の勧告・命令制度の対象海域



- ☑ 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(大阪湾・紀伊水道を含む)を対象
- ☑ 瀬戸内海は3つの海域に分けて運用されます



問合せ先

第五管区海上保安本部
交通部航行安全課
電話 078-391-6551



走錨事故防止
ポータルサイト

走錨事故防止に役立つ

以下のような情報を掲載しています。

- 台風進路図、外洋波浪予想図
- 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の錨泊船舶の状況図
- 灯台等で観測した風向、風速等に関する情報
- 投錨作業と事故防止、台風を錨泊避けた状況図、船舶教育に役立つ動画情報

(2021年7月現在)

阪神港（大阪区、 堺泉北区）及び阪南港における船舶津波対応要領

1 目的

この要領は、津波発生時において、阪神港（大阪区・堺泉北区）及び阪南港の在港船舶等が迅速かつ的確に対応できるよう船舶の措置要領等を定めることにより、津波による船舶等の被害軽減を図ることを目的とする。

2 津波情報の入手

阪神港（大阪区・堺泉北区）及び阪南港の在港船舶や入港予定船舶、海事関係者（代理店、船舶運航事業者等）は表 1 の手段などにより平素から津波情報の収集に努める。

（表 1）津波情報収集要領

通報入手手段			周波数、チャンネル等
無線放送	海上保安庁	こうべほあん	国際 VHF CH16/12
		おおさかマーチス	国際 VHF CH16/13、14、66 中短波無線 日本語 1651kHz 英語 2019kHz AIS
		ナブテックス（文字情報）	ナブテックス受信機 F1B 電波 518kHz
	港湾局	おおさかポートラジオ さかいポートラジオ	国際 VHF CH16/11、12、18、19、20
テレビ放送			NHK 等
ラジオ放送			666kHz 等
インターネット、電子メール			気象庁 HP、第五管区海の安全情報（沿岸域情報提供システム）、エリアメール・緊急速報メール（受信設定の要確認）等

3 船舶の措置要領

（1）在港船舶

在港船舶は、気象庁から大阪府に津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合、津波情報収集に努め、乗組員等の人命に十分留意のうえ、表 2 の気象庁の発表（警報・注意報）に基づく措置内容に従い、それぞれの船舶に応じた措置をとらなければならない。

なお、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、南海トラフ地

震に関連する情報の収集に努め、表3の気象庁の発表（南海トラフ地震臨時情報）に基づく措置内容に従い、それぞれの船舶に応じた措置をとらなければならない。

（表2）気象庁の発表（警報・注意報）に基づく措置内容

気象庁の発表	船舶の措置内容		港長の 勧告区分
津波注意報	【全船】	津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 1 国際VHF (CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。 2 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 3 AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。	第一体制 （津波警戒勧告）

気象庁の発表	船舶の措置内容		港長の 勧告区分
津波警報	【小型船】	陸揚げ固縛、係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。	第二体制 (津波避難勧告)
	【小型船以外】	荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。 航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。 錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 1 国際 VHF (CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。 2 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 3 AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。	

気象庁の発表	船舶の措置内容		港長の 勧告区分
大津波警報	【小型船】	陸揚げ固縛、係留強化又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。	第二体制 (津波避難勧告)
	【小型船以外】	荷役中の船舶は荷役を中止し、係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。 航行中又は係留中の船舶は係留避泊又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。 錨泊中の船舶は、機関準備のうえ待機又は港外退避のほか、必要な措置を講ずる。 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。 1 国際 VHF (CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。 2 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 3 AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。	

※港 長：阪神港長（大阪区・堺泉北区）及び阪南港長

小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内で陸揚げできる程度の船舶

係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する）

勧 告：港則法第 39 条第 4 項に基づく勧告

(表3)気象庁の発表(南海トラフ地震臨時情報)に基づく措置内容

気象庁の発表	船舶の措置内容		港長の 勧告区分
南海トラフ 地震臨時情報 (巨大地震警戒)	【全船】	1 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること。 ・南海トラフ地震臨時情報等に係る情報の入手 ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・岸壁管理者、荷主企業等の対応の確認 ・避難方法の確認 2 自主的な避難行動をとること。 ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること。	南海トラフ地震警戒強化(勧告)

注1) 表3に定める「南海トラフ地震警戒強化(勧告)」発出中に、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は表2に定める「第一体制(津波警戒勧告)」又は「第二体制(津波避難勧告)」に切り替える。

注2) 表2に定める「第一体制(津波警戒勧告)」又は「第二体制(津波避難勧告)」が継続中の場合に「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されても「南海トラフ地震警戒強化(勧告)」は発出しない。

注3) 表2に定める「第一体制(津波警戒勧告)」又は「第二体制(津波避難勧告)」が解除された際、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が継続中の場合は表3に定める「南海トラフ地震警戒強化(勧告)」に切り替える。

(2) 避難場所等

在港船舶は、津波の高さ、津波到達予想時刻等を勘案のうえ、「係留避泊」、「港外退避」等、最善の避難措置をとることとし、港外退避する場合は、可能な限り大阪湾で推奨される、水深が30m以上の海域(以下、「推奨避難海域」と言う。)へ避難する。

(P39 添付「大阪湾における推奨される避難海域図」参照)

(3) 入港予定船舶

阪神港（大阪区・堺泉北区）及び阪南港に入港予定の船舶は、気象庁から大阪府に津波警報又は大津波警報が発表された場合は、入港を見合わせるとともに津波到達予想時刻等を勘案のうえ、可能な限り推奨避難海域に避難する。

(4) 避難順序

船舶が港外へ避難する場合、出港準備が整った船舶から順次避難することを原則とするが、出港のタイミングが競合した場合は、二次災害の危険度を考慮し、基本的な避難順序を次のとおり定め、各関係者は可能な限り協力して災害の防止・軽減に努めること。

- ① 危険物を積載している船舶
- ② 旅客搭乗中の旅客船
- ③ 巨大船等の大型船
- ④ その他の船舶

注 1) 被害の最小化（減災）を図るための順位であり、避難に際して優先的に水先人・曳船・綱外し作業員を手配できるものではない。

注 2) 大阪海上保安監部、おおさかポートラジオ等から、避難順序にかかる情報提供等がなされる場合があるので留意する。

4 港長の対応

(1) 避難勧告等

気象庁から大阪府に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、同時刻をもって、港長から在港船舶に対して、表 2 第一体制（津波警戒勧告）や第二体制（津波避難勧告）の措置をとるよう勧告される。

また、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は表 3 の南海トラフ地震警戒強化（勧告）の措置をとるよう勧告される。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表のあと発表されるのは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）のほか、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・調査終了）があるので、これらの情報にも注意しておくこと。

(2) 避難勧告等の解除

気象庁から、大阪府に発表されていた津波注意報、津波警報又は大津波警報が解除され、港内の安全が確認された場合、表 2 の勧告を解除する。

ただし、港内における航路障害物や係留施設の損傷、水深減少等の状況から、引き続き港長から航行制限等の措置が講じられる場合がある。

また、表 3 の勧告の解除は、国からの呼びかけにより警戒措置が解除された場合に解

除する。

5 情報伝達

気象庁から、大阪府に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、海事関係者は、表 1 に掲げる手段により情報を入手し、可能な限り在港船舶等へ周知を図るほか、台風情報等連絡系統図により傘下、関係先へ伝達する。

6 津波避難マニュアルの作成及び教育・訓練

船舶運航事業者は、乗組員の避難措置などを明確化したマニュアルを作成のうえ、乗組員に対し必要な教育・訓練を実施する等、防災・減災に努める。

また各船舶は、地震津波発生時直ちに最善の避難措置を執れるよう、これらマニュアルに基づき平素から避難手順の確認・訓練を行う等、避難体制を整えておく。

附 則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 22 年 7 月 29 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年 2 月 17 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 30 年 6 月 28 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

参考文献

- ① 「2013 年度大地震及び大津波来襲時の航行安全対策に関する研究報告書港内津波対策の手引き」（2014 年 4 月公益社団法人日本海難防止協会）
- ② 「船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成の手引き」（【大阪湾版】平成 26 年 5 月国土交通省近畿運輸局）

大津波警報・津波警報発表時の船舶交通の規制について

～南海トラフ巨大地震等により津波警報等が発表された場合は～
海上交通安全法に基づき **明石海峡** **友ヶ島水道** **鳴門海峡** に
船舶交通の規制(航行禁止)を実施します。

詳細裏面記載

- 津波の潮流により、明石海峡、友ヶ島水道、鳴門海峡は船舶にとって大変危険な状態になります。
- 大阪湾内の推奨避難海域は避難船舶で大変混雑することが予想されます。

大阪湾における船舶の避難手順(イメージ)



■大阪湾における避難船舶の留意事項

- (1) 津波到達予想時刻までに明石海峡又は友ヶ島水道を通過できる場合は大阪湾外(播磨灘、紀伊水道)へ避難してください。
- (2) 津波到達予想時刻までに明石海峡又は友ヶ島水道の通過が難しい場合は、淡路島東方沖の推奨避難海域へ避難してください。
- (3) 推奨避難海域へは他の避難船舶の動静に十分注意して航行してください。
- (4) 推奨避難海域では小型船は淡路島寄りに、中・大型船は大阪湾中央寄りに避難してください。

※小型船の港外避難を推奨するものではありません。

- ◎国際VHFch16を聴守して下さい。
- ◎AISメッセージを確認して下さい。
- ◎乗員の安全を最優先に行動して下さい。

問合せ先
第五管区海上保安本部
交通部航行安全課
電話 078-391-6551



2021.8作成

海上交通安全法適用海域における航行制限

明石海峡の航行制限海域（A線とB線間の海上交通安全法適用海域）



航行制限の開始時刻

気象庁から発表された大津波警報
又は津波警報に伴う

「神戸市の津波到達予想時刻の10分前」

航行制限事項

- 船舶は定められた海域を航行してはならない。
 - 定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。
- （漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶）

友ヶ島水道の航行制限海域（A線とB線間の海上交通安全法適用海域）



航行制限の開始時刻

気象庁から発表された大津波警報
又は津波警報に伴う

「淡路島南部への津波到達予想時刻」

航行制限事項

- 船舶は定められた海域を航行してはならない。
 - 定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。
- （漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶）

鳴門海峡の航行制限海域（A線とB線間の海上交通安全法適用海域）



航行制限の開始時刻

気象庁から発表された大津波警報
又は津波警報に伴う

「淡路島南部への津波到達予想時刻」

航行制限事項

- 船舶は定められた海域を航行してはならない。
 - 定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。
- （漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶）

適用法令：海上交通安全法 第32条第1項

罰 則：海上交通安全法 第51条第1項第2号（3月以下の懲役又は30万円以下の罰金）

8、漁業操業情報

大阪湾・播磨灘では、毎年2月から4月頃にかけて「いかなご漁船曳網漁」が盛んになります。

いかなごは潮目に集まるため、明石海峡が好漁場になりますが、多いときには約120統（1統3隻）もの船曳網漁船が狭い海峡に集まり漁をしています。周辺海域でも操業しており、合わせると200統以上の漁船が従事しています。

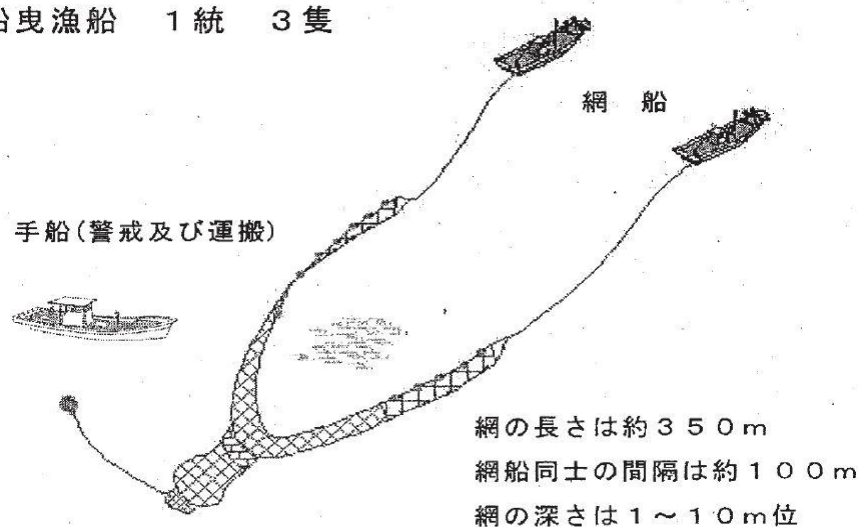
そのため、一般船舶が正規の航路を航行出来ず漁船を避けながら航路を反航したり、可航域が無くなり立ち往生することがあります。海上保安庁の巡視船が警戒に当たっていますが、船曳漁船の操業形態に留意して安全な航行に注意してください。

大阪湾海上交通センターでは、操業期間中、ラジオ放送及びインターネットのホームページなどで30分毎に操業状況をお知らせしています。また、航行中に危険を感じたり、情報を得たいときなどは、大阪湾海上交通センターまで無線または電話にてお問い合わせください。

大阪湾海上交通センター（大阪マーチス）

ラジオ放送（中短波）	1 6 5 1 kHz 日本語（毎時15分、45分）
	2 0 1 9 kHz 英語（毎時00分、30分）
ホームページ	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/
電話 運用管制課	0 7 8－3 8 1－9 2 7 3（平日08:30～17:15まで）
	0 7 8－3 0 2－8 1 0 1（土日祝日 及び 平日時間外）
情 報 課	0 7 8－3 8 1－9 2 6 3

船曳漁船 1統 3隻



さわら流網漁業操業に係る安全の確保について

大阪府漁業協同組合連合会資源管理委員会サワラ流網漁業者管理部会
大阪府環境農林水産部水産課

本年も大阪湾海域におけるさわら流網漁業の漁期（４月１日～１２月３１日：盛漁期春のぼり漁４～６月、秋くだり漁１０月～１２月）に入りました。

さわら流網漁船及び大阪湾を航行する一般船舶（特に喫水５ｍ以上の大型船）は、海上安全関係法令を守るとともに、特に下記事項に留意し、安全確保を図って下さい。

記

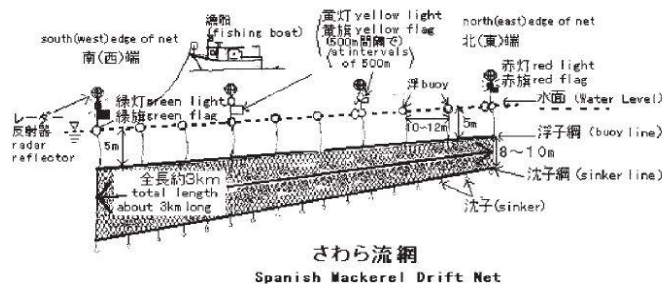
１、さわら流網漁船

- （１）通航船舶の動向に十分注意すること。
- （２）法令に基づく（許可条件）灯火、標識を確実に掲示すること。
- （３）レーダー反射器の設置

２、一般船舶

- （１）さわら流網を操業中の漁船または、流網漁具を見かけた場合には、十分注意して航行してください。
- （２）さわら流網の付近を航行する場合は、水面下の網をさけるため、漁網及び灯火をまたがないようにして下さい。
- （３）また、万一、接触、漁具被害等の事故が発生した場合は、下記大阪府漁連まで通報してください。

操業状況概略図



操業時間

日没１時間前から
↓
日出１時間後まで

灯火：
４秒１閃光より短い周期
光達距離２ｋｍ以上

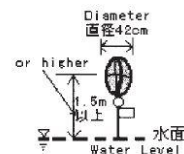
灯火、標旗は水面より１ｍ以上の高さ

主要操業海域



安全対策

- １ 標旗、灯標の設置
さわら流網の南（西）端に緑灯、緑旗
５００メートル間隔で黄灯、黄旗、
北（東）端に赤灯、赤旗を設置する。
- ２ レーダー反射器の設置
レーダー反射板を５００メートル
間隔で設置する。
- ３ 流網漁船の表示（標旗）
漁船に統一した標旗を掲げる。



白地に赤

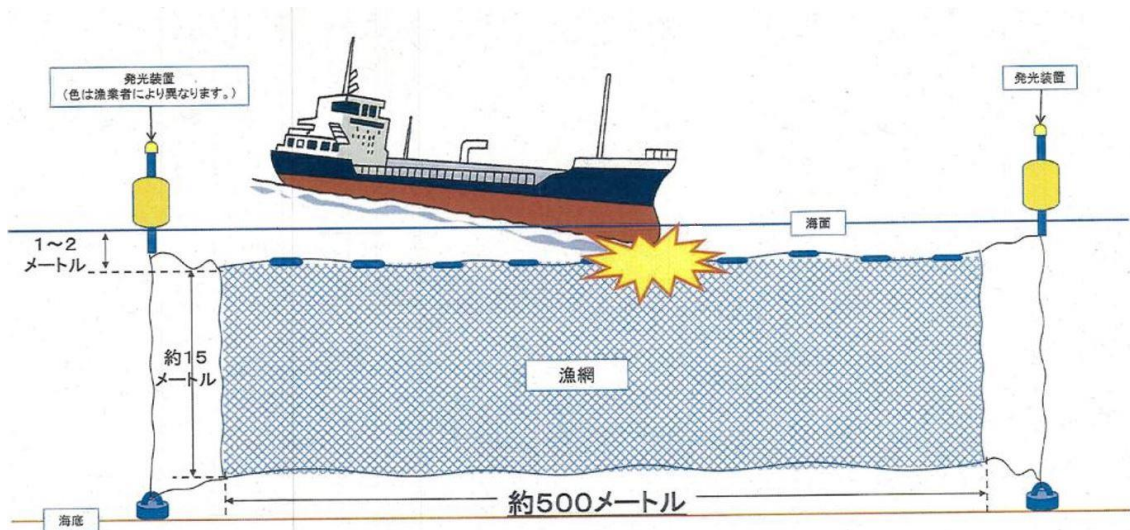
<連絡先> 大阪府漁業協同組合連合会（資源管理委員会サワラ流網漁業者管理部会）
072-422-4763（電話） 072-437-2783（FAX）

・刺網漁業について

刺網漁業はさわら流網漁業に類似していますが、刺網漁具の上端は海面下 1～2 メートルの位置にあり、この上を航行すると漁網が損壊、プロペラ等に絡網する危険性があります。

刺網漁具の設置時間帯は午後 3 時から翌日午前 8 時までとなります。

さわら流網漁業とは見分けがつきにくいいため十分注意してください。※



※ 刺網漁業では両端の発光装置の色は漁業者により異なるのに対し、さわら流網漁業では北端を赤灯・赤旗、南端を緑灯・緑旗、中間を黄灯・黄旗で明示してあります。またさわら流網漁業では両端のボンデンにレーダー反射器（リフレクター）が装着してあります。

Captain , Watch out for gill nets !!

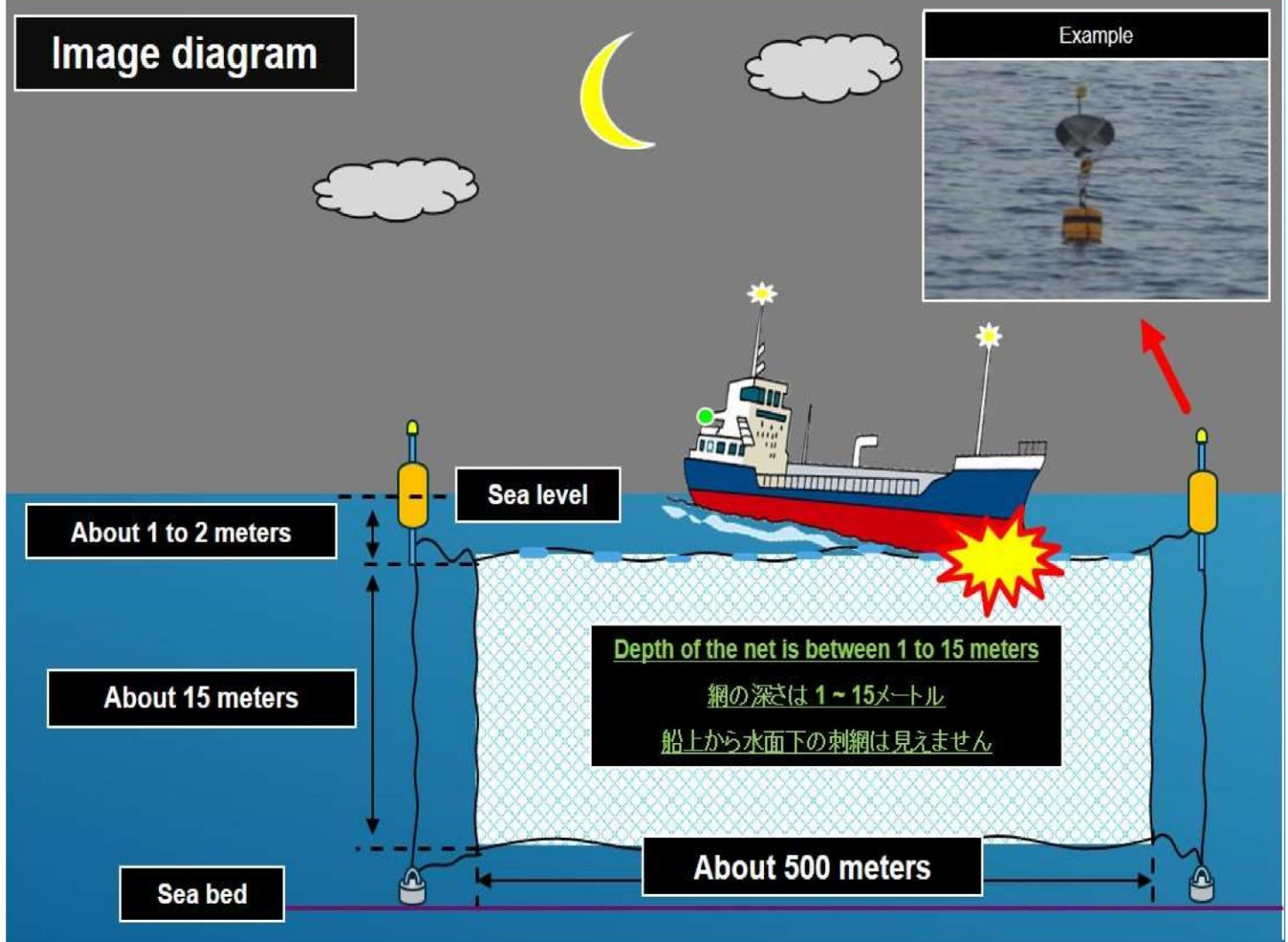
船長さん 刺網に気をつけて！！

In port of SAKAI - SENBOKU

- Do not pass through between the buoys (about 500 meters apart).
- The nets are set around the passage and anchorages.
- During the net is pulled in, the buoys could not be seen.

- ・オレンジ色のブイの間(約500m)は航行しない
- ・航路、錨地周辺にも設置されている
- ・漁船が揚網中の場合、ブイが見えない可能性がある

Image diagram



Osaka Coast Guard Office Sakai Coast Guard station

大阪海上保安監部 堺海上保安署

January . 2023

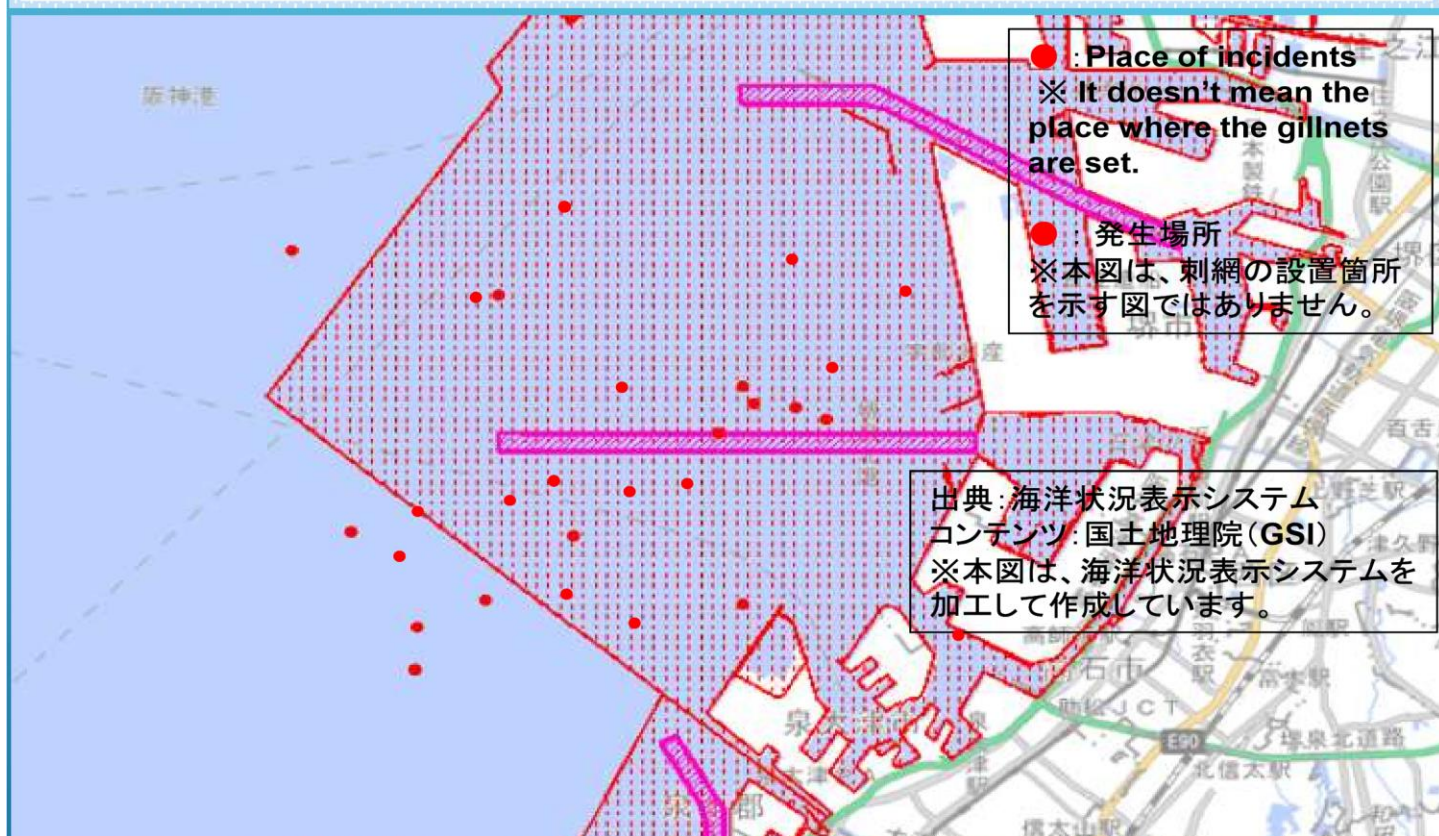


The place where the damage to nets occurred 過去に刺網損傷があった場所

About 20 cases of damages to nets from vessels passing on occurred past two years.
The gillnets are set from 3 p.m. to 8 a.m.

船舶が刺網の上を通過し、損壊させた事案は、過去3年間で約40件発生しています。

また、刺網は日本時刻の「午後3時」から「午前8時」までの間、設置されている可能性があります。



Gillnetting is conducted in port of SAKAI-SENBOKU all year around.

If your vessel pass through between the buoys the propeller can be entangled in the net.
Gillnetting is the fishing method that uses gillnets: long rectangular net which set in the water.

When the net get damage your vessel may face liability for the damages.

堺泉北港では、年間を通じて刺網漁業(※1)が行われています。
ブイの間を通ると、絡網などの船舶事故(※2)に繋がるため、注意してください。
※1 「刺網漁業」・・・魚の通り道に帯状の網を仕掛ける漁法。
※2 漁網を損傷した場合、損害賠償責任が生じる可能性があります。

Osaka Coast Guard Office Sakai Coast Guard station
大阪海上保安監部 堺海上保安署

January . 2023



改版履歴

発行日	改版内容
令和４年６月	初版策定
令和６年２月	おおさかマーチス統合に伴い、おおさかハーバーレーダー廃止
令和７年２月	P48-49 刺網漁注意喚起に関する資料追加（堺海上保安署発行）

情 報 確 認 先 一 覧

確認したい情報	確認先
堺泉北港の施設全般	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 0725-21-7217 https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/bu_kowan/
さかいポートラジオ	株式会社東洋信号通信社 06-6615-7071 https://www.toyoshingo.co.jp/
阪神港長手続き関係 港則法関係	堺海上保安署 072-244-5076 https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/index.html (大阪海上保安監部ホームページ)
大阪湾の海上保安情報 ISPS 関係	第五管区海上保安本部 078-391-6551 https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/
大阪湾の海上交通情報	大阪湾海上交通センター 078-381-9263 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/
大阪湾水先区水先人会	大阪湾水先区水先人会 078-321-2200 https://www.osakawanpilot.com/
大阪の気象情報	大阪管区气象台 06-6949-6304 https://www.jma-net.go.jp/osaka/
大阪湾の漁業	大阪府環境農林水産部水産課 06-6941-0351 https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/suisan/
PI 保険加入義務	近畿運輸局海上安全環境部監理課 06-6949-6423 https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/koutsu/hune/index.htm

堺泉北港入出港マニュアル

令和7年2月

発行者 大阪港湾局 泉州港湾・海岸部

〒595-0055

大阪府泉大津市なぎさ町 6-1

堺泉北港ポートサービスセンタービル 10 階